

入院給付金・死亡保険金などの 手続きとお支払い

ガイド GUIDE

このガイドの目的

入院給付金や死亡保険金など、
よりスムーズな手続きで、
お支払いできる保障をもれなく請求いただくには、
お客さまにも手続きの流れや
お支払いに関する基本的なことからを
ご理解いただくことが大切であると考え、
このガイドを作成しました。

ぜひ、ご一読ください!



もくじ



入院給付金・死亡保険金などのご請求手続き

- 1. ご請求手続きの流れ …………… 2ページ
- 2. 請求書類提出後の取扱い …………… 4ページ



給付金・保険金などをもれなく請求いただくために

- 1. 給付金・保険金を請求される場合 …………… 5ページ
- 2. 医療保障保険(団体型)以外に他の団体保険契約等がある場合 …………… 6ページ



入院給付金・死亡保険金などをお支払いする場合 またはお支払いできない場合の具体的な事例

- 事例1 入院給付金のお支払い【治療目的】 …………… 8ページ
- 事例2 入院給付金のお支払い【責任開始日】 …………… 9ページ
- 事例3 入院給付金のお支払い【給付対象となる入院日数】 …………… 10ページ
- 事例4 入院給付金のお支払い【支払限度日数】 …………… 11ページ
- 事例5 死亡保険金のお支払い【告知義務違反による解除】 …………… 12ページ



入院給付金・死亡保険金などの ご請求手続き

1 ご請求手続きの流れ

ご契約者の事務担当の方は、被保険者が支払事由に該当した場合は、以下のように手続きいただくようお願いいたします。また、被保険者が支払事由に該当していながらご請求手続きが未了とならないように、よくご確認ください。

STEP 1 連絡いただく前に

- ①当社の保険契約をすべてご確認ください。
- ②当社からは、以下の内容を確認します。

入院給付金の場合

- 保険証券の番号
- 入院された方の被保険者番号
- 入院された方の名前
- 入院の原因(事故内容や病名など) ← 8ページの「事例1」参照
- 事故日・発病時期 ← 9ページの「事例2」参照
- 入院日・退院日
など ← 10ページの「事例3」参照
11ページの「事例4」参照

死亡保険金の場合

- 保険証券の番号
- 死亡された方の被保険者番号
- 死亡された方の名前
- 死亡された日
- 死亡された原因(事故や病気など)
- 受取人の名前と連絡先
- 死亡される前の入院の有無
など

STEP 2 当社にご連絡ください

- 当社の担当者までご連絡ください。詳しいご案内の後、請求に必要な書類をお届けします。



次ページへ

STEP 3 必要書類をご提出ください

請求内容	入院 給付金	治療 給付金	死亡 保険金	今回の 手続き	取寄せ方法など
主な必要書類					お問合わせの際のチェック にご利用ください。
当社所定の 請求書	●	●	●		当社から送付する請求書に、ご記入(※)ください。
当社所定の 入院証明書	●	●			当社から送付する診断書に、担当医の証明をもらって ください。費用はお客さまのご負担となります。 ポイント
死亡診断書または 死体検案書(写)			●		医師が発行し、市区町村役場に届け出る書類です。
受傷状況報告書 (災害の場合)	●	●			当社から送付する用紙に、事故の状況をご記入ください。
メモ欄					

(※) 受取人が法人の場合など、法人の事務担当の方の署名が必要となる場合があります。

- 上記に加えて、受取人の本人確認書類・戸籍謄本(全部事項証明書)が必要となる場合があります。

ポイント 簡易なお取扱いが可能です!

入院給付金のみの請求で、所定の基準を満たす場合、
「当社所定の入院証明書」に代えて、
医療機関発行の領収証などと受取人が記載する報告書による
簡易なお取扱いが可能です!
所定の基準については、当社の担当者までお問い合わせください。

- 手続きの内容によって、記載以外の書類の提出をお願いすること、または記載している書類の一部を省略できることがあります。
- 入院給付金などをまったくお支払いできなかった場合で、所定の基準を満たすときは、診断書原本一通につき、一律 5,500 円をお支払いします。

2

請求書類提出後の取扱い

- 約款の内容にしたいがい、入院給付金・死亡保険金などをお支払いします。
お支払いにあたっては、指定口座へ送金するとともに、支払内容の明細を郵送します。
- お支払いの可否判断にあたって、事実の確認（治療の経過・内容、症状、事故の状況などについて、受取人・医療機関・捜査機関などへ確認すること）をする場合があります。事実の確認が終了し保険金などの取扱いが決まり次第、すみやかに手続きします。





給付金・保険金などを

もれなく請求いただくために



当社の保険契約をすべてご確認ください!

病気や不慮の事故によって、以下のような例に該当する可能性があると思われる場合には、傷病名・障害状態などを確認のうえ、当社の担当者までご連絡ください。

なお、代表的な例を記載していますので、ご加入の契約や特約が以下に記載されていない場合は、約款をご確認ください。

- 被保険者が複数の契約に加入していることがありますので、それぞれの契約についてご確認ください。
- 被保険者ご本人だけでなく、その家族(配偶者、お子さま)を保障する契約についてもお支払いの対象となる特約が付加されていることがありますので、請求のもれがないようにご注意ください。

1

給付金・保険金を請求される場合

1 5日未満の入院をしていた場合

不慮の事故または病気によって入院したが、入院日数は5日未満である



医療保障保険(団体型)の入院給付金は継続して5日以上入院が対象となるため入院給付金はお支払いの対象外ですが、治療給付率が設定されている場合は、治療給付金のお支払いの対象となることありますのでご確認ください。

2 死亡する前に入院をしていた場合

死亡する前に
入院
をしていた



医療保障保険(団体型)で死亡保険金を請求いただく場合、あわせて死亡する前に入院していないかをご確認ください。

2

医療保障保険(団体型)以外に他の団体保険契約等がある場合

医療保障保険(団体型)以外の当社の主な団体保険商品・特約と保障の対象となる給付金・保険金を記載しています。請求もれがないようにご確認ください。

商 品	主契約および主な特約	死亡保険金	災害保険金	高度障害保険金	災害高度障害保険金	3大疾病保険金	入院給付金(災害)	入院給付金(疾病)	入院保障充実給付金	障害給付金
総合福祉団体定期保険	主契約	○		○						
	総合福祉団体定期保険ヒューマン・ヴァリュート約	○		○						
	総合福祉団体定期保険災害総合保障特約						○			○
団 体 定 期 保 険	主契約	○		○						
	団体定期保険災害保障特約		○				○			○
	団体定期保険災害割増特約		○		○					
	団体定期保険傷害特約		○							○
	団体定期保険交通災害特約(交通事故によるもの)		○				○			○
	団体定期保険入院保障特約						○	○	○	
無配当団体定期保険	主契約	○		○						
	団体定期保険災害割増特約		○		○					
	団体定期保険傷害特約		○							○
	団体定期保険入院保障特約						○	○	○	
団体3大疾病保障保険	主契約					○				
	団体3大疾病保障保険企業サポート特約					○				
団体信用生命保険	主契約	○		○						
	団体信用生命保険3大疾病保障特約					○				

※ご契約の内容等によっては、お支払いの対象とならないことがあります。

お支払事由等の詳細は、各商品の「ご契約のしおり(定款・)約款」をご確認ください。

※特約については、付加されている場合のみお支払いの対象となります。

※上記以外の団体保険商品および特約につきましては、当社の担当者までお問い合わせください。

※団体定期保険交通災害特約の保障対象となる保険金・給付金の正式名称は、「交通災害保険金」「交通障害給付金」「交通入院給付金」です。



入院給付金・死亡保険金などを

お支払いする場合または お支払いできない場合の 具体的な事例

入院給付金・死亡保険金などのお支払いにはいくつかの条件があり、保険種類や加入時期などによっても取扱いが異なる場合がありますので、詳細については、お手元の保険証券や約款をご確認ください。

入院給付金・死亡保険金などを

お支払いする場合またはお支払いできない場合を理解していただくために、よくある具体的事例を参考として次ページ以降に掲載しています。

(すべての事例を網羅しているものではありません。)



入院給付金のお支払い【治療目的】

入院給付金は、病気やケガの治療を目的とした入院の場合に支払われます。

お支払いする場合

血尿が出たため病院で受診したところ、医師より、原因を調べるための検査入院が必要であると指示を受けたため、入院した場合

入院

身体の異常を原因とした医師の指示による検査入院ですので、病気の治療の一環としてお支払いします。

お支払いできない場合

定期的な健康診断目的で人間ドックを受けるためだけに入院した場合

入院

病気やケガの治療を目的とした入院ではないため、お支払いできません。

解説

入院給付金は、疾病や不慮の事故による傷害の治療を目的として入院されたときにお支払いするため、健康診断や人間ドックなどを目的として入院されたときにはお支払いできません。

ただし、何らかの身体的な異常があったため病院で受診し、治療をするにあたって検査が必要であるとの医師の指示で入院された場合は、「治療を目的とした入院」として、入院給付金をお支払いします。

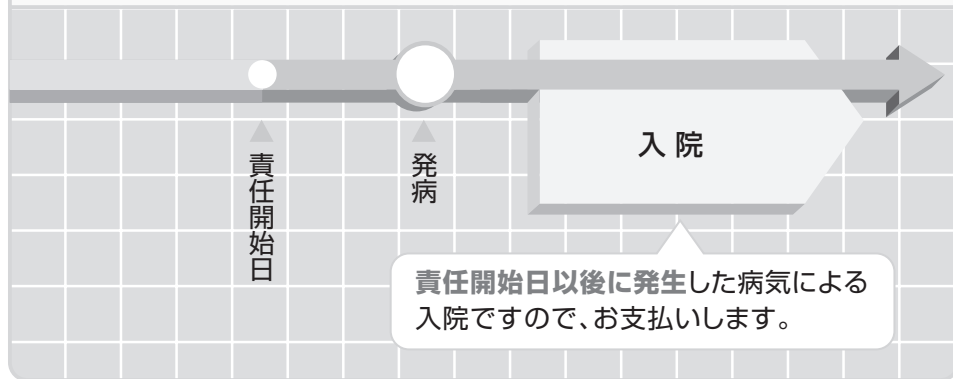
事例 2

入院給付金のお支払い【責任開始日】

入院給付金は、入院の原因となる病気やケガの発生日が責任開始日以後の場合に支払われます。

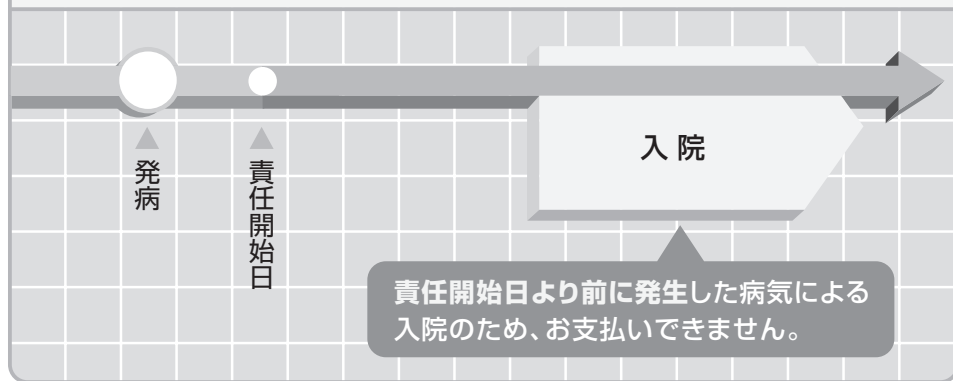
お支払いする場合

加入後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院した場合



お支払いできない場合

加入前から治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、加入後に悪化して入院した場合



解説

入院給付金は、責任開始日以後に発生した疾病または不慮の事故による傷害を原因とする場合に支払対象となります。

なお、責任開始日から数えて2年を経過した後に開始した入院は、責任開始日以後に生じた原因による入院とみなします。

事例 3

入院給付金のお支払い【給付対象となる入院日数】

入院給付金は、約款に定める給付対象日数を満たしている場合に支払われます。

お支払いする場合

病気によって、6日間入院した場合

1日目 2日目 3日目 入院 5日目 6日目

継続した5日以上入院に対して5日目以降をお支払いする契約ですので、5日目と6日目の2日分をお支払いします。

お支払いできない場合

病気によって、4日間入院した場合

1日目 2日目 入院 4日目

5日未満の入院のため、お支払いできません。

解説

約款に定める給付対象日数に満たない入院については、入院給付金をお支払いできません。なお、給付対象となる場合（継続5日以上入院）でも、免責日数4日が控除され、入院5日目からお支払いします。

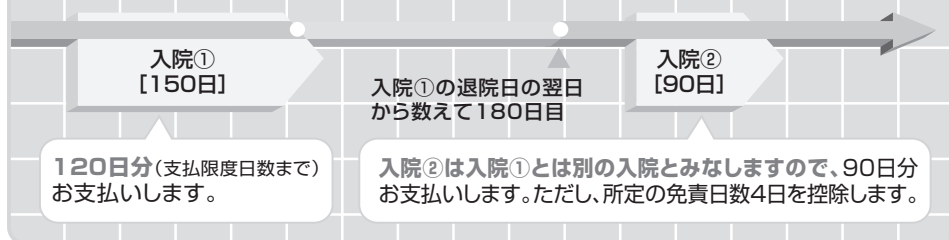
事例 4

入院給付金のお支払い【支払限度日数】

入院給付金は、入院日数が「1回の入院に対する支払限度日数」かつ「通算の支払限度日数以内」の場合に支払われます。

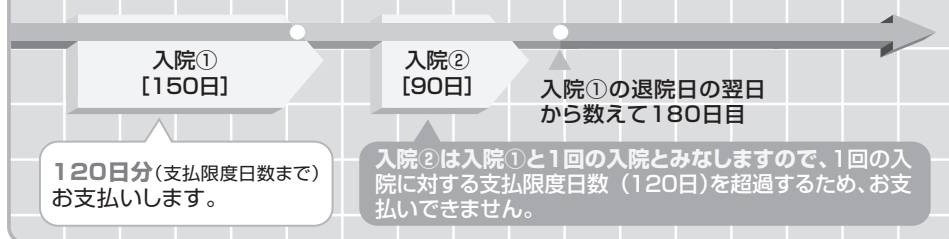
お支払いする場合

病気により150日間入院し、退院日の翌日から数えて180日以上経過後に再び同じ病気で90日間入院した場合



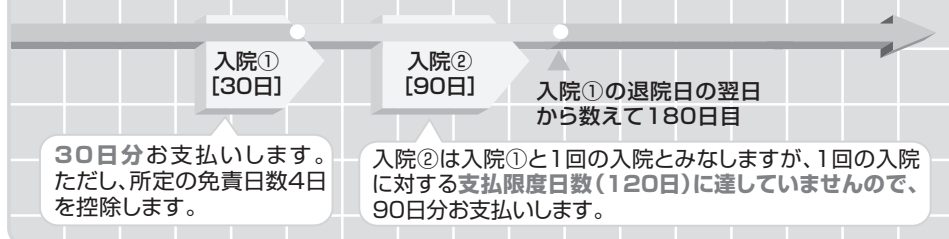
お支払いできない場合

病気により150日間入院し、退院日の翌日から数えて180日以内に再び同じ病気で90日間の入院を開始した場合



お支払いする場合

病気により30日間入院し、退院日の翌日から数えて180日以内に再び同じ病気で90日間の入院を開始した場合



解説

1回の入院に対して支払われる限度日数が定められているため、その日数をこえた入院については、入院給付金をお支払いできません。
 同じ病気で2回以上の入院をした場合、入院給付金の支払われた直前の入院の退院日翌日から数えて180日以内に開始した入院は、1回の入院とみなし、入院日数を合算します。

入院給付金・死亡保険金などの手続きとお支払いガイド

契約加入の際に、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、該当の被保険者について、告知義務違反のため解除となり、死亡保険金のお支払いができません。

お支払いする場合

契約加入前の「肝炎」での通院について、告知書で**正しく告知せず**に加入したが、加入半年後に「肝炎」とは**因果関係のない「胃がん」**で死亡した場合

告知義務違反の対象となった事実と、死因との間に、**因果関係がない**ため、死亡保険金をお支払いします。



お支払いできない場合

契約加入前の「肝炎」での通院について、告知書で**正しく告知せず**に加入し、加入半年後に「肝炎」を**原因とする「肝がん」**で死亡した場合

告知義務違反のため、該当の被保険者について解除となり、死亡保険金はお支払いできません。

解説

契約に加入する際には、正確に告知いただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、該当の被保険者について解除となり、死亡保険金はお支払いできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に、因果関係が認められない場合には、死亡保険金をお支払いします。

ご注意 告知は所定の告知書などで正確に行ってください！

生命保険会社の職員は告知をお受けする権限がないため、生命保険会社の職員に口頭で話ただけでは告知したことにはなりません。

ご注意 詐欺行為、保険金などの不法取得目的または重大事由があった場合

- ① 契約に際して詐欺行為や保険金などの不法取得目的があった場合には、契約は取消し・無効となり保険金などはお支払いできず、すでに払い込まれた保険料もお返ししません。
- ② 契約後、「保険金などをだましとる目的で事故を起こした」などの重大事由があった場合には、契約は解除となり、保険金などはお支払いできません。
- ③ 上記①、②の取扱いについては、ご契約者が該当した場合は契約全体が取消し・無効または解除となり、被保険者または保険金などの受取人が該当した場合は契約のその被保険者に対する部分が取消し・無効または解除となります。